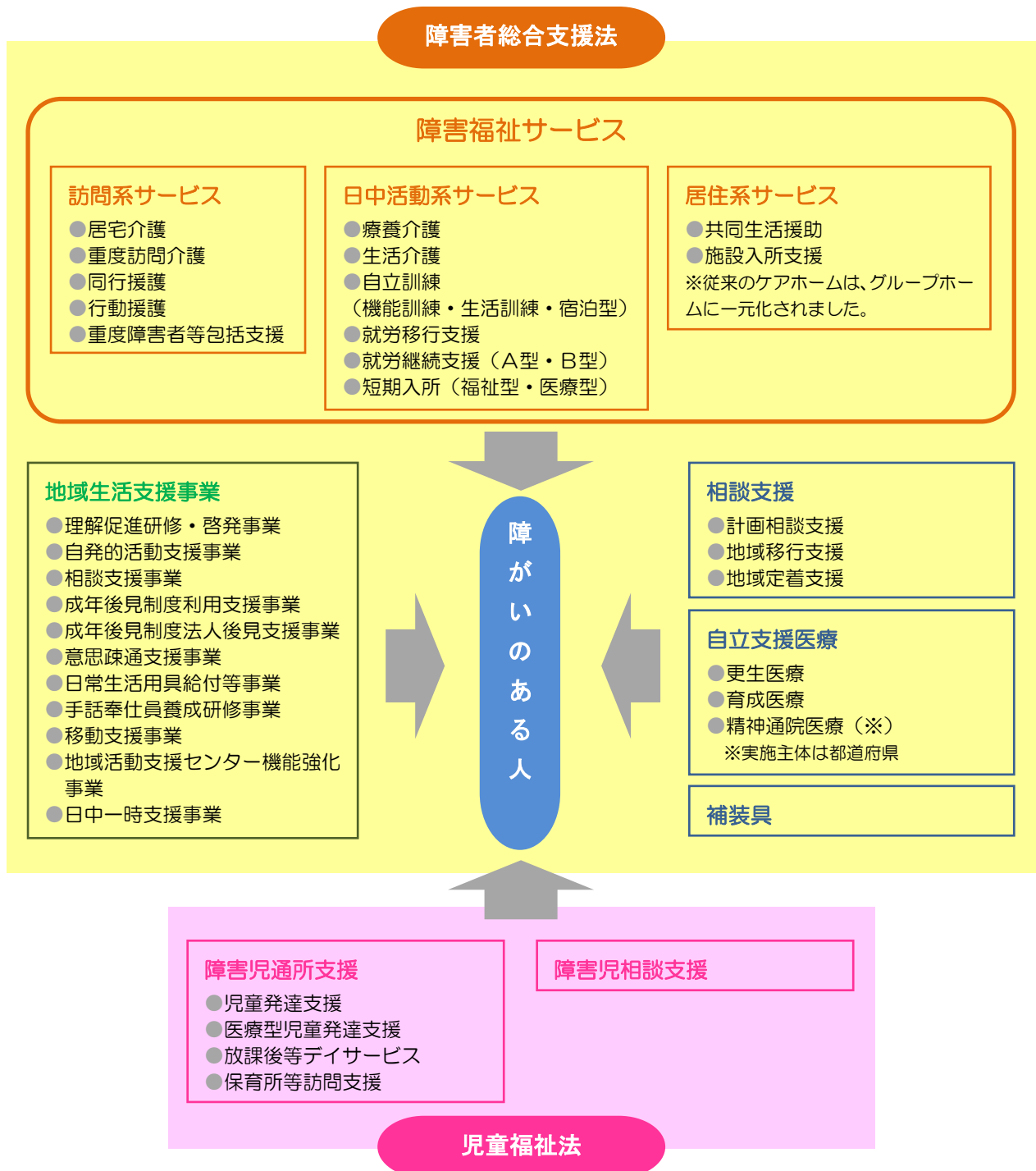


# 第1章 障がいのある人に対するサービス支援

## 1 障害者総合支援法のサービス体系



## 2 障害福祉サービスの概要

### (1) 訪問系サービス

サービス名	サービスの概要
居宅介護	自宅で入浴や排せつ、食事などの介助をします。
重度訪問介護	重度の障がいがあり常に介護が必要な人に、自宅で入浴や排せつ、食事などの介助や外出時の移動を補助します。
同行援護	移動に著しい困難を有する視覚に障がいのある人に対し、外出時において介助をします。
行動援護	知的障がいや精神障がいにより行動が困難で常に介護が必要な人に、行動するとき必要な介助や外出時の移動の補助などをします。
重度障害者等 包括支援	介護が必要な程度が非常に高いと認められた人に、各種障害福祉サービスを包括的に提供します。

### (2) 日中活動系サービス

サービス名	サービスの概要
療養介護	医療の必要な障がいのある人で常に介護が必要な人に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護や世話をします。
生活介護	常に介護が必要な人に、施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動などの機会を提供します。
自立訓練 (機能訓練)	身体障がいのある人等が、自立した日常生活や社会生活ができるよう、身体機能の向上のために必要な訓練を行います。
自立訓練 (生活訓練)	知的障がい又は精神障がいのある人が、自立した日常生活や社会生活ができるよう、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
宿泊型 自立訓練	知的障がいまたは精神障がいのある方に対して、居室その他の設備を利用させるとともに、家事等の日常生活能力を向上するための支援、生活等に関する相談・助言などの必要な支援を行います。
就労移行支援	一般就労に向けた知識や能力の向上のために必要な訓練や求職活動に関する支援等を行います。
就労継続支援 (A型)	一般就労が困難な人に対し、雇用して就労する機会を提供するとともに、能力向上のための訓練を行います。
就労継続支援 (B型)	一般就労が困難な人に対し、就労する機会を提供するとともに、能力向上のための訓練を行います。
短期入所 (福祉型・医療型)	家で介護を行う人が病気などの場合に、短期間、施設へ入所できます。

### (3) 居住系サービス

サービス名	サービスの概要
共同生活援助 (グループホーム)	地域で共同生活を営む人に、住居における相談や日常生活上の援助をします。入浴や排せつ、食事の介護サービスを当該事業所が提供する「介護サービス包括型」と、介護サービスを外部に委託する「外部サービス利用型」に分けられます。
施設入所支援	施設に入所する人に、入浴や排せつ、食事の介護などをします。

### (4) 相談支援事業

サービス名	サービスの概要
計画相談支援	障害福祉サービス等の支給決定前にサービス等利用計画案を作成し、支給決定後に事業者等との連絡調整等を行うとともに、サービス等利用計画を作成します。また支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行います。
地域移行支援	障害者支援施設、精神科病院、児童福祉施設を利用する18歳以上のの人などを対象として、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出への同行支援、住居確保等を行います。
地域定着支援	単身居宅生活をしている障がいのある人等を対象に、常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。

## 3 障害児通所支援の概要

### (1) 障害児通所支援

サービス名	サービスの概要
児童発達支援	障がいのある子どもが施設に通い、社会性、生活習慣、コミュニケーションの獲得、学習支援等、個々の発達や障がい特性に応じた個別療養を行います。
医療型 児童発達支援	肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要な障がいのある子どもが施設に通い、社会性、生活習慣、コミュニケーションの獲得、学習支援等を行うとともに、身体の状況により、治療も行います。
放課後等 デイサービス	学校就学中の障がいのある子どもに対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供し、障がいのある子どもの自立の促進と放課後等の居場所づくりを推進します。
保育所等 訪問支援	保育所等を利用中もしくは利用予定の障がいのある子どもに対して、訪問により、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を提供し、保育所等の安定した利用を促進します。

## (2) 障害児相談支援

サービス名	サービスの概要
障害児 相談支援	障害児通所支援の申請に係る支給決定前に障害児支援利用計画案を作成し、支給決定後に事業者等との連絡調整等を行うとともに、障害児支援利用計画を作成します。また支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行います。

## 4 地域生活支援事業の概要

### (1) 地域生活支援事業

サービス名	サービスの概要
理解促進研修・ 啓発事業	障がいのある人等に対する理解を深めるために、研修・啓発を行います。
自発的活動 支援事業	障がいのある人等やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対し、支援を行います。
相談支援事業	障がいのある人やその保護者、介護者等からの相談に応じ、情報提供等の支援を行うとともに、虐待の防止や権利擁護のため必要な援助を行います。
成年後見制度 利用支援事業	費用が賄えないため成年後見制度の利用が困難な人への金銭的な補助を行います。
成年後見制度 法人後見支援 事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行える法人を確保できる体制整備と、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。
意思疎通支援 事業	聴覚、言語・音声機能、視覚等の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人の意思疎通を図るため、手話通訳や要約筆記等を行う方の派遣などを行います。
日常生活用具 給付等事業	重度障がいのある人等に対し、日常生活用具の給付を行います。
手話奉仕員 養成研修事業	日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成研修します。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人について、外出のための支援を行います。
地域活動支援 センター機能 強化事業	障がいのある人が通い、活動の提供や、社会との交流促進の便宜を図ります。
日中一時支援 事業	障がいのある人の日中における活動を確保し、障がいのある人を日常的に介護している家族の一時的な休息を提供します。